

会 議 録

|                    |  |       |         |                |          |    |
|--------------------|--|-------|---------|----------------|----------|----|
| 会 議 名              | 令和7年度第2回東松山市成年後見推進懇談会  |       |         |                |          |    |
| 開 催 日 時            | 令和8年3月16日（月）   |       |         | 開 会            | 午前10時00分 |    |
|                    |  |       |         | 閉 会            | 午前11時30分 |    |
| 開 催 場 所            | 東松山市総合会館1階多目的室   |       |         |                |          |    |
| 会 議 次 第            | 1 開会<br>2 あいさつ<br>3 議事<br>(1) 東松山市成年後見センターの実績と取組について<br>(2) 東松山市成年後見推進協議会について<br>4 その他<br>5 閉会 |       |         |                |          |    |
| 公開・非公開の別           | 公開   |       | 傍 聴 者 数 | 0人             |          |    |
| 非公開の理由<br>(非公開の場合) | /  |       |         |                |          |    |
| 参加者出欠状況            | 座長   | 安間江身子 | 出席      | 参加者            | 山下 茂     | 出席 |
|                    | 参加者  | 高谷 昇  | 出席      | 参加者            | 金杉 明     | 出席 |
|                    | 参加者  | 濱松 敦子 | 欠席      | 参加者            | 林 茂史     | 出席 |
|                    | 参加者  | 武井さとみ | 出席      |                |          |    |
|                    | 健康福祉部 部長 柳沢 知孝   |       |         | 健康福祉部 次長 山口 勉  |          |    |
|                    | 社会福祉課長 山口 剛史   |       |         | 社会福祉課副課長 忽滑谷陽一 |          |    |
|                    | 地域包括支援センター<br>主査 望月真由美   |       |         |                |          |    |
|                    | 社会福祉協議会<br>地域福祉課長 内藤 高子  |       |         | 社会福祉協議会 田辺 千乃  |          |    |
|                    |  |       |         |                |          |    |

| 次 第    | 顛 末  |
|--------|--|
| 1 開 会  | (事務局開会宣言)  |
| 2 あいさつ |  |
| 山口課長   | <p>会議の開催に当たり、柳沢健康福祉部長より御挨拶をいただきたくと思います。</p> <p>— 柳沢部長挨拶 —</p>  |
| 山口課長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。本日配付いたしました資料は、</p> <p>次第</p> <p>東松山市成年後見推進懇談会参加者名簿</p> <p>資料1 東松山市成年後見センターの実績と取組について</p> <p>資料2 東松山市成年後見推進協議会について</p> <p>以上の4点となります。</p> <p>不備等がございましたら、お声掛けください。</p> <p>それでは、議事の進行につきまして、懇談会の座長であります安間様をお願いしたいと存じます。</p> |
| 安間座長   | <p>進行を務めさせていただきます司法書士の安間です。皆さまの御協力をいただきまして、スムーズな進行に努めたいと思います。</p> <p>まず、この懇談会は、東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき公開とさせていただきます。本日の会議に傍聴の申込みはありますでしょうか。</p>  |
| 忽滑谷副課長 | <p>本日の会議について傍聴の申込みはありません。</p>  |
| 安間座長   | <p>議事録を確認し署名する方を2名の方をお願いしたいと思います。つきましては、会議録に署名していただく方を御指名いたします。名簿順に 金杉様、林様の2名をお願いいたします。</p>  |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| <p>3 議事</p> <p>安間座長</p>    | <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議事（１）東松山市成年後見センターの実績と取組について、事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <p>社会福祉協議会</p> <p>内藤課長</p> | <p>議事（１）東松山市成年後見センター実績と取組について<br/>－相談・申立て支援について説明－</p>   |
| <p>安間座長</p>                | <p>ありがとうございました。</p> <p>２ページの相談・申立て支援の相談者について、既に就任している後見人に関する相談とは、後見人が付いている本人から直接相談があったという認識でよいですか。また、相談件数は何件でしたか。</p>  |
| <p>内藤課長</p>                | <p>その認識のとおりです。また、相談件数は２件でした。１件は話を傾聴しました。もう１件は入院中の方から「後見人が面会に来ない」と繰り返し電話で寄せられた相談です。病院のソーシャルワーカーに連絡を取ると同様の課題をお感じでしたので、まずはソーシャルワーカーから後見人に働きかけていただくこととなりました。</p> |
| <p>林氏</p>                  | <p>相談の実対象者数の内訳を高齢、知的障害、精神障害と分けて記載していますが、重複はないですか。また、高齢の相談の定義付けはどのようになっていますか。</p>   |
| <p>内藤課長</p>                | <p>相談の実対象者数は、名前が分かっている人を一覧にして確認しているため、重複はありません。相談を受けた段階で６５歳以上であれば、障害の有無を問わず高齢で集計していますが、整理が十分ではない部分もあります。</p>   |
| <p>安間座長</p>                | <p>高齢者全員が認知症とは限りません。知的障害、精神障害がある場合もあります。検討は行っていく予定ですか。</p>   |
| <p>内藤課長</p>                | <p>内訳について、今後整理していきたいと考えます。</p>   |

|                   |   |
|-------------------|---|
|                   | <p>林氏  同じ65歳以上の人でも、認知症によって判断能力が低下した人、知的障害の人、精神障害を発症した人などで状況が変わってくるので、定義付けは詳しく整理された方がよいと思いました。</p>   |
|                   | <p>安間座長  障害サービスを利用している場合でも、制度上は一定程度の年齢になると、介護保険制度の利用に移行することになりますか。</p>  |
| <p>地域包括支援センター</p> | <p>65歳になると介護保険を申請していただくこととなります。該当しない場合には引き続き障害サービスを利用することとなります。</p>   |
|                   | <p>安間座長  他制度の利用の絡みもあるため、今後統計を取る際には整理してもらえればよいと思います。</p>   |
|                   | <p>内藤課長  ー事例①について説明ー</p>  |
|                   | <p>安間座長  成年後見制度を利用することで、本人の生活や友人との関係性や生活の変化が大きいとありましたが、どのような変化が大きいという話がありましたか。</p>  |
|                   | <p>内藤課長  この事例の場合、本人が送迎、身の回りの手伝いをしてくれる友人に対して、お金の譲渡、お金の貸し借り、特定の団体への寄付を行っていました。当初、支援者間ではそのことはリスクであると考えていましたが、それら友人の支援があることでご本人の生活が成り立っている面があることから、制度を利用することによる影響があるとの話が挙がりました。</p> |
|                   | <p>安間座長  成年後見制度を利用する場合、診断書を取るとしたらどのようなタイプになるかという話がありましたか。</p>   |
|                   | <p>内藤課長  保佐相当であると話を伺っています。保佐人が付くと、ご本人の希望どおりにお金を使えない面も出てしまい、現在のよう</p>  |

|            |   |
|------------|---|
|            | <p>な形で成り立っていた支援関係が崩れてしまう可能性もあるため、本人への影響が大きいのではないかという話がケース会議の中でありました。</p>  |
| 安間座長       | <p>詐欺の被害があるのではないかとありますが、明確な被害があったのですか。</p>  |
| 内藤課長       | <p>明確な事実は確認されませんでした。借用書が出てきました。その件については、本人が貸していることを認識していることから、本人の意思で行われているものと考えました。</p>                         |
| 安間座長       | <p>保佐相当であると、一定程度本人の同意も必要となるため、本人の意向を確認しながら様子を見るという結論になったのですか。</p>   |
| 内藤課長       | <p>そのとおりです。このケースでは、見守りを継続していきます。また、ケアマネジャーの不安が大きいため、ケース会議にも地域包括支援センターにも入っていただき、ケアマネジャーのフォローも含めて行っていくこととします。</p> |
| 安間座長       | <p>ケアマネジャーは何が不安なのですか。</p>   |
| 内藤課長       | <p>リスクがあると分かっている相談者に何か問題が起きたときに、支援者が責任を感じてしまうという点があると考えます。</p>  |
| 安間座長       | <p>担当している相談者が詐欺等の被害にあった場合、ケアマネジャーの責任になるのでしょうか。</p>  |
| 地域包括支援センター | <p>ケアマネジャーは介護保険制度に基づく支援者という立場であり、私的な金銭管理や、日常生活上の全ての意思決定に対して法的責任を負うものではありません。</p>                                |
| 安間座長       | <p>被保佐人が人にお金を貸したり譲渡したりしたいと言った場合には、後見人としてはどのように判断したらよいのですか。</p>  |

|            |  |
|------------|--|
| 山下氏        | 保佐人は預金するお金等を除き、使えるお金を本人に渡しているのです、一定程度は自由に使えるのではないかと思います。成年後見制度では、本人の意思を尊重する体制整備が進んでいる状況です。本人の財産管理に不安があれば、詐欺等の被害に遭う前に保佐人を付けることがよいと思います。また、お金を貸さないと成り立たない友人関係には違和感があります。 |
| 安間座長       | 本事例のように関係者と本人の意思が異なるケースもあると思いますが、障害者のケースではどのように対応していますか。   |
| 林氏         | 本人の意思決定を支援しながら進めます。本人の意思を踏まえて、関係者間のケース会議で最終的に決定します。金銭面については、相談支援専門員も検討したい部分です。障害分野では、最近、「愚行権」ということが話題になっています。リスクに対応することも必要ですが、周りが疑問に感じることで本人の意思も尊重するべきであるという意見も多いです。   |
| 地域包括支援センター | 高齢者のケースでは、本人の意見を尊重しつつ、認知症の判断能力の程度については、専門の医療機関の受診結果も含めて考えます。成年後見センターの利用、市長申立て等も考慮しながら、本人にとって何が一番よいか考えながら支援を行います。   |
| 山下氏        | 知り合いや友人にお金を借りる人たちの多くは追い込まれています。そのため、戻ってこないと思って貸す場合はよいと思います。  |
| 安間座長       | 後見人を付ける前にお金を譲渡していたケースはありましたか。  |
| 高谷氏        | 後見人が付く前はありましたが、後見人が付いた後はありませんでした。譲渡した金額、生活への影響を考慮する必要があります。受任後も本人の考えや、友人関係、生活は大事にしたいと考えます。裁判所に意見を聞くことも考えられます。意思決定については、後見人だけでは決めきれないこともあります。                           |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>ケース会議などの場があれば後見人としてもありがたいと考えます。</p>   |
| 内藤課長 | <p>ケース会議を開いたことで情報共有ができ、様々な意見を聞くことができました。当初は申し立てる方向性で考えていたものの、結果的に見守るという結論にまとまりました。関係者が集まり、議論することが大事だとわかりました。</p> |
| 内藤課長 | <p>－事例②について説明－</p>   |
| 安間座長 | <p>将来の不安について、利用が考えられる制度の情報提供を行っていると思いますが、制度には福祉と法律の制度があります。法律の制度はどのようなものがありますか。</p>                              |
| 山下氏  | <p>成年後見制度がありますが、一定の財産を有する方は「ホームロイヤー契約」を締結することが有効です。施設入所時の身元引受人の役割を補完できます。法律的な制度とするとありません。</p>                    |
| 安間座長 | <p>弁護士に預託金を預けることができれば、死後事務等ができるということですか。</p>   |
| 山下氏  | <p>公正証書遺言を作成できれば、本人が亡くなった後の事務手続にも対応することができます。まずは弁護士に相談してもらえばと思います。</p>   |
| 安間座長 | <p>この事例では、本人は弁護士の相談予約をしましたか。</p>   |
| 内藤課長 | <p>本人はその場ですぐに相談したいと希望され、弁護士相談の予約を取りましたが、後から「やはり弁護士への相談は敷居が高い」とのご連絡があり、予約を取り消しました。</p>                            |
| 安間座長 | <p>例えば、初回相談は成年後見センター職員が同行することはできますか。</p>   |

|      |  |
|------|--|
| 内藤課長 | 可能です。今回もご希望がありましたのでそのように対応する予定でした。   |
| 高谷氏  | 弁護士に相談することについて、敷居が高いと感じる人は多いと思います。逆に、弁護士に来てもらうことはできないのでしょうか。   |
| 山下氏  | 昔は公民館で相談を受けたり、入院中の人の相談で病院まで行くこともありましたが、事務所に来てもらった方が、相談内容が漏れることはありません。  |
| 安間座長 | 山下弁護士の話を読まえて、弁護士に相談できる内容について、具体的な事例を説明した上で弁護士につなげるのもよいと考えますがいかがでしょうか。  |
| 内藤課長 | <p>弁護士に相談できる内容について、具体的な事例の説明を上手くできるように取り組んでいきます。</p> <p>また、弁護士に何を相談したらよいかわからないという相談者の悩みに対し、職員としても対応が難しいと感じることがあります。弁護士に相談する前の相談者との情報の整理や、職員と弁護士の関係性の構築が進めば、相談者が安心して弁護士に相談できるのではないかと思います。</p> |
| 山下氏  | 相談者は、何を相談したらいいかわからない状況で来ていただいても大丈夫です。状況を話していただければと思います。  |
| 高谷氏  | 前回の議論の中で、成年後見センターが困った時に相談できる専門職を設けるという話がありましたが、どうなったのでしょうか。  |
| 内藤課長 | 現時点での取組は進んでいません。今後、検討を進めていく予定です。   |
| 内藤課長 | －Ⅱ広報啓発活動について説明－  |

|      |  |
|------|--|
| 安間座長 | 家庭裁判所の裁判所書記官による、親族後見人のつどいの研修会は、どのくらいの時間の講義でしたか。  |
| 内藤課長 | 1時間程度の講義でした。   |
| 安間座長 | 親族後見人をされている方ということで募集をかけ、実際に5人しかいなかったということでしょうか。  |
| 内藤課長 | 今後活動を考えている方も対象としていました。現在、後見人をされている方の参加者は5人でした。   |
| 安間座長 | 後見人等事務報告書の様式が変更し、そのサポートのための研修であったと思います。そのため、今後後見人になることを考えている25名の方にとっては難しいと思いますが、現在、親族後見人をされている5名の方はどう感じたのでしょうか。  |
| 内藤課長 | 親族後見人をされている人を含め、難しかったとの回答が多くを占めました。成年後見センターの職員としてはとても勉強になりました。成年後見制度に関係する職種の人もこのような講義を聞いてみてもよいのではと考えました。   |
| 内藤課長 | －Ⅲ市民後見人の育成について説明－  |
| 安間座長 | 市民後見人の育成について、日常生活自立支援事業の支援員としての実践とありますが、どのような内容ですか。  |
| 内藤課長 | 日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会で行っている権利擁護事業で、専門員と支援員を配置します。専門員は利用者の相談を受けて、契約締結や支援計画を立てます。支援員は、専門員が立てた支援計画に基づいて金融機関からお金をおろして本人に届けたり、本人の話を聞き内容を専門員に報告をしたり部分的な支援を行います。市民後見人養成講座の修了者の方には、まずは支援員としてこのような活動をしていただきたいと考えています。 |

|      |  |
|------|--|
| 安間座長 | 市民後見人よりも責任が軽い立場で、見習いのような立場ということですか。また委嘱型では、報酬は出ますか。  |
| 内藤課長 | そのとおりです。委嘱型では、1時間～1時間半程度の時間で活動していただき、報酬と活動費を支払う仕組みになっています。   |
| 安間座長 | 支援員のための研修はありますか。   |
| 内藤課長 | 成年後見センターのフォローアップを継続し研修を行いつつ、日常生活支援事業の研修を合わせて受けていただきます。   |
| 安間座長 | 活動希望者は現時点で6名ということですか。  |
| 内藤課長 | そのとおりです。   |
| 安間座長 | 市民後見人の育成について、申し立ての際に候補者として挙げるか、候補者がいなければ裁判所の専門職の名簿登載者の中から選任することとなります。市民後見人を生み出すためにどのような工夫を考えていますか。   |
| 内藤課長 | <p>日常生活自立支援事業や法人後見の支援員としての活動の中で、推薦できる状況であるかを確認します。市民後見人になれると考えた時点で名簿への登録を進めるよう考えています。</p> <p>市民後見人は法律的な課題や紛争があるケースは対応が難しいと考えます。逆に、法律的な問題はないが、身寄りがなく成年後見制度が必要なケースなどは、寄り添い型の後見を行う市民後見人が活躍できる場所です。身寄りがいない方は、市長申立てになる可能性が高いため、そのようなケースにおいて候補者として推薦できる仕組みを作っていきたいと思っています。</p> |
| 安間座長 | 市長申立てをするのは市ですが、成年後見センターと市との連携はどのように行いますか。  |

|      |   |
|------|---|
| 内藤課長 | 現在、成年後見センターは市長申立ての会議には出席していませんが、今後市と調整していきたいと考えています。  |
| 山口課長 | 市長申立ての調整委員会は、健康福祉部内の課長職で行っていますが、今後、社会福祉協議会の成年後見センターに入ってもらうことも考えています。  |
| 山下氏  | 市民後見人は、いつ頃、何人必要だと考えていますか。   |
| 内藤課長 | 資料1の9ページ、市民後見人の育成のとおりに進めていき、令和12年頃には市民後見人が生まれればよいと考えています。人数の想定は難しいですが、市民後見人の活動を担うことができそうな人は、将来的に移行していきたいと考えます。                              |
| 安間座長 | 市民後見人が付くことが適切だと考えられるケースは過去にありましたか。  |
| 山口課長 | 生活保護受給者など、支援体制は整っていますが、金銭管理のみ支援が必要な場合があります、年に数件あります。  |
| 安間座長 | 議事(2)東松山市成年後見推進協議会について説明をお願いします。  |
| 内藤課長 | －資料2を使って説明－   |
| 安間座長 | 権利擁護の地域連携ネットワークを強化するため、法人後見や社会福祉士の後見人との情報交換とありますが、そこに司法書士、弁護士が入っていないのはなぜですか。  |
| 内藤課長 | 弁護士会や司法書士会は団体があり仕組みができています。しかし、法人後見を行っている団体の情報はなく、法人後見を行っている現状や課題が把握しきれていない状況です。社会福祉士は個人的にやりとりしている人はいますが、社会福祉士の横のつながりが少ないとも聞いています。そのため成年後見セ |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>ンターが集まる場を設けて、情報共有、悩み事の共有を行いたいと考えています。相談があったケースに対し、成年後見センターが候補者とのマッチングを行う上でも、法人後見や社会福祉士との連携を強化することは大事だと考えています。</p>   |
| 安間座長 | <p>社会福祉士の組織はどのようになっていますか。</p>  |
| 高谷氏  | <p>社会福祉士会の中に分野別の委員会があります。成年後見制度を担う組織としては「ぱあとなあ」があり、埼玉県内に4ブロックあります。東松山市は北部ブロックに含まれ、定期的に勉強会や定例会を行っています。社会福祉士会に相談すれば何らかの協力は可能ではないかと考えます。</p>  |
| 安間座長 | <p>社会福祉士の組織に照会すれば、北部地域で活動している社会福祉士を全員把握することができるのですか。</p>   |
| 高谷氏  | <p>全員を把握することはできません。社会福祉士資格を持っていても、社会福祉士会に登録していない人が多いからです。登録をしていない独立型の社会福祉士や、個人で活動している社会福祉士もいます。</p>  |
| 山下氏  | <p>登録しなくても仕事はできるのですか。</p>  |
| 高谷氏  | <p>仕事はできます。「ぱあとなあ」に登録して受任登録の研修を受ける必要があります。弁護士、司法書士、社会福祉士が裁判所に専門登録する際には「ぱあとなあ」の名簿登録が必要になります。ただし、社会福祉士の資格を持っていて後見人としても専門職の受任ではなく第三者の受任となり、申請方法も違ってきます。社会福祉士に対して身上保護を含む事例が多いので、市長申立てや法人後見を担うのは、社会福祉士が関わるケースが多いと想定をされていると思います。</p> |
| 安間座長 | <p>社会福祉士で活動している名簿がもらえる仕組みが必要ということですか。</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| 内藤課長       | <p>市から送付される専門職名簿に載っている社会福祉士の人数は、今年度は4人です。また、名簿の確認だけでなく、実際に顔を合わせてからでないと相談者に紹介しにくい部分もあります。どんな活動をしているかなど直接話を聞きたいと考えます。</p> <p>情報交換会を行うにあたって、名簿に載っていないものの「ばあとなあ」の研修を受けている社会福祉士も対象としたいと考えています。</p> |
| 安間座長       | <p>名簿にかかわらず交流を持ちたいということですね。</p>   |
| 内藤課長       | <p>そのとおりです。名簿にこだわらずネットワークを広げたいと考えています。</p>  |
| 安間座長       | <p>引き続き社会福祉士「ばあとなあ」とも連携していただければと思います。また、法人後見受任の営業は成年後見センターに対し行われることはありますか。</p>  |
| 内藤課長       | <p>営業はありませんが、今後法人後見を行いたいという団体から、法人後見人について教えてほしいと相談に来られたケースはありました。</p>   |
| 安間座長       | <p>今後、成年後見推進協議会が開催されます。成年後見推進協議会、成年後見センターに対して期待することを一人ずつお聞きしたいです。また、成年後見推進協議会の設置の意義の1点目は、成年後見制度利用の促進、2点目は権利擁護支援のための地域連携を広めることです。これらについて、各担当分野を踏まえ、どのように進めていきたいかご意見があればお願いします。</p>             |
| 地域包括支援センター | <p>高齢化が進み、認知症の人や判断能力が低下している人が増えており、市民後見人の数が増えることはありがたいと考えます。今後も成年後見推進協議会に参加し、現状の把握や今後の成年後見制度の利用促進に努めていきたいと思えます。</p>   |

|            |   |
|------------|---|
| 安間座長       | ケース会議で、権利擁護専門の弁護士を呼ぶケースはありますか。  |
| 地域包括支援センター | 現状としては、弁護士を呼ぶケースはありません。   |
| 金杉氏        | <p>少子高齢化により、新たな問題も生まれてきます。様々な機関と話す場を設けながら、市民に安心してもらうために活動したいと考えます。高齢者の中では、予めの処置をとることの理解度が低く、詐欺などの被害にあってから処置を取ることへの理解度が深まることが多くあります。現在の東松山市の民生委員の状況としては、欠員地区も存在しています。また一斉改選後の委嘱者の約半数が新任者です。その中で、各民生委員が課題の理解を深め、地域の中で活動していけたらよいと考えます。様々な機関と共に活動を進めていきたいと考えます。</p> |
| 安間座長       | 成年後見制度を利用する前の予防的な意見だと思います。成年後見センターがどこまで担うのか、また行政との連携の仕方を検討することが今後の課題と考えられます。  |
| 高谷氏        | <p>今回社会福祉士は、位置付けがわかりにくい資格であると感じました。しかし協力を求められる機会が多いため、社会福祉士の役割を発信していきたいです。家族機能が壊れ、地域の中で解決できない問題が増えています。意思決定については後見人だけでは決めきれない部分があります。そうした課題について、今後は、中核機関を通じて円滑に地域につなぐ取組が進むことを期待します。</p>   |
| 山下氏        | 専門職を後見人に付ける場合、本人の費用負担が大きくなります。また、本人の子どもや親族もすでに高齢である場合があります。そのため、市民後見人の需要があると考えます。   |
| 林氏         | 親が亡くなり突然支援が必要になるケースが増えています。協議会の中で個別のケースの検討や研修をすることで、学びの機会になると考えます。また、後見人がどのような人かわから   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>ない場合や、後見人によって支援の仕方に個別性がある場合もあります。今後は、後見人との支援員の連携について検討していきたいです。</p>  |
| 武井氏   | <p>ケアマネージャーや障害相談の担当者に成年後見制度の必要性に気づいてもらうことを期待しています。また、現場の中での疑問が中核機関に届いていくとよいと考えます。</p>                                   |
| 安間座長  | <p>皆さんの意見を聞いて、成年後見センターではどう考えますか。</p>  |
| 内藤課長  | <p>後見人との連携については、今後取り組むべき課題と考えます。</p>  |
| 金杉氏   | <p>昨日開催された認知症の講演会では、定員60名のうち、若い世代の参加者が多くいました。若い世代の人も認知症について、家族の問題としての関心があったのだと思います。併せて成年後見制度の知識も若い世代に広めていきたいと考えました。</p> |
| 内藤課長  | <p>今後、若い世代にどのように成年後見制度について知ってもらうかも課題としていきたいです。</p>  |
| 安間座長  | <p>他にご意見ありますでしょうか。<br/>—意見なし—</p>   |
| 安間座長  | <p>ありがとうございました。他にご意見がないようでしたら、本日の議事の進行を終わらせていただきます。</p>   |
| 山口課長  | <p>安間様におかれましては、議事進行をお取りいただき、誠にありがとうございました。</p>  |
| 4 その他 |   |
| 山口課長  | <p>次第4 その他について、何かありますか。</p>   |

